

岩手県告示第548号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成26年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事(左岸：岩手県宮古市津軽石第2地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第8地割地内)
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県宮古市高浜4丁目、金浜第2地割、金浜第6地割及び津軽石第2地割地内
- 3 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 宮古市役所